平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限等について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額となる。

平成30年9月末現在の被保険者一人当たり標準報酬月額(全被保険者の同月の標準報酬月額の平均)が291,181円であることから、平成31年度の標準報酬月額の上限については、300,000円とする。

平成30年度: 280,000円(標準報酬月額等級: 第21級) → 平成31年度: 300,000円(標準報酬月額等級: 第22級)

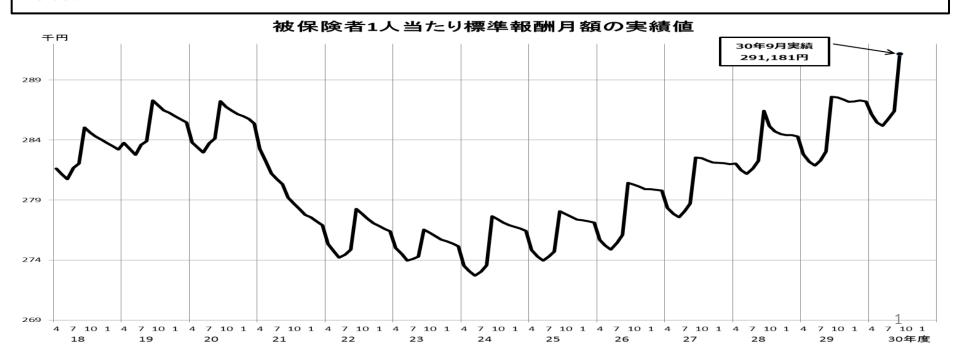
≪参照条文≫健康保険法(大正11年法律第70号)

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第47条

<u>任意継続被保険者の標準報酬月額については</u>、第41条から第44条までの規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額</u>とする。

- 一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 二 <u>前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を</u> <u>平均した額</u>(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額



〇傷病手当金及び出産手当金の支給日額への影響

休業補償給付である傷病手当金及び出産手当金は、支給日額計算時に支給開始日の属する月以前12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額の2/3に相当する額を支給します。ただし、標準報酬月額を計算する期間が12か月に満たない場合は、支給開始日以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30又は支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額※の1/30に相当する額、いずれか少ない額の2/3に相当する額を支給します。

※平成30年度:280,000円(標準報酬月額等級:第21級) → 平成31年度:300,000円(標準報酬月額等級:第22級)